

コンプライアンス

当社グループでは、コンプライアンスとは、法令や社内規程の遵守はもとより、社会規範に適った行動により地域社会、お客さまの期待に応えていくことも意味するものと考えています。

当社グループでは、すべての役職員が、金融を中心とした総合サービスグループとしての社会的責任と公共的使命を自覚し、地方創生やSDGsなど不斷に変化する社会からの期待にお応えするために、法令等の遵守を一歩進めた自ら考え行動する主体的・自律的コンプライアンスの実践に取組んでおります。

具体的には、以下の取組みをおこなっております。

①当社グループでは、グループ横断的にコンプライアンス関連事項の審議をおこなう機関として取締役会およびグループ経営会議の下部に「グループコンプライアンス委員会」を設置し、グループ各社のコンプライアンス状況を把握し必要な施策を実施するなどグループ一体でのコンプライアンス体制の整備・強化に取組んでおります。

また、コンプライアンスに関する統括部署である経営管理部が、グループ各社の経営陣や法令遵守担当者からコンプライアンス関連事項の報告を受け、適時的確な状況把握のもと指導・助言をおこなうなどグループ内での相互連携を図っております。

②当社グループでは、年度ごとにコンプライアンスの実践計画であるグループコンプライアンスプログラムを策定し、計画の着実な実行を通じて役職員の主体的・自律的なコンプライアンスの実践の定着を図っております。

グループコンプライアンスプログラムは、グループコンプライアンス委員会にて定期的に計画の進捗状況を検証し、問題点の把握と課題の解決を図っております。

③経営・業務運営における社会規範に適った行動の基本としての「グループ企業行動規範」、役職員が業務上および私生活上守るべき「グループ行動指針」、コンプライアンス手引書である「コンプライアンスマニュアル」を制定しております。「グループ行動指針」には、いわゆる腐敗行為（社会常識を逸脱した接待・贈答や贈収賄）の防止を図るためのガイドラインなどを規定しております。なお、2023年度において腐敗行為に関する懲戒処分はなく、罰金・和解のための経費も発生しておりません。

さらに、主体的・自律的コンプライアンスの実践の基本となるこれら規程・マニュアルの要約等を収録した「コンプライアンス・カード」を作成し、いつでも参照できるよう全役職員に配布しております。

④各種コンプライアンスに関する研修会や勉強会の実施を通じて、全役職員に社会からの期待に応えるコンプライアンスの実践の浸透を図っております。

⑤役職員による法令違反、内部規程違反、ハラスメント行為、腐敗行為（社会常識を逸脱した接待・贈答や贈収賄）などの不正行為の未然防止、早期発見を目的とし、経営トップに直接通報できる内部通報制度「経営ヘルpline」の運用をおこなっております。通報制度の利用を促進するため、匿名による通報の受付、通報の秘密保持、通報者の探索禁止、通報による不利益禁止等について規程にも明記し徹底しているほか、役職員が常時携帯可能な「コンプライアンス・カード」にも通報先および通報手段を掲載し内部通報窓口にアクセスしやすいようにしております。

⑥社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力に対して毅然とした態度を貫きます。また、不当要求には組織として対応するとともに警察等の外部専門機関との連携を図っております。

マネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融および制裁違反防止態勢について

国際的に核・ミサイルやテロの脅威が増す中で、犯罪者・テロリスト等に繋がる資金を断つことは、日本・国際社会がともに取り組まなくてはならない課題であり、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融および制裁違反対策の重要性はこれまでになく高まっております。

金融庁では、金融機関などにおける実効的な対策の基本的な考え方を明らかにした「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に関するガイドライン」を策定・公表しており、こうした中、当社グループとしても、犯罪組織などへの資金流入を未然に防ぎ、安全で利便性が高い金融サービスを維持し、犯罪組織などが活動しづらい環境を作るため、以下の防止方針を定めて対策に取組んでおります。

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策方針

当社グループは、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融および制裁違反（以下「マネロン・テロ資金供与」といいます。）への対策が国内のみならず国際的にも要請されている重要な課題であることを認識し、時々変化する国際情勢および直面するリスク等に対して機動的かつ実効的な対応を実施していくための管理態勢を主体的に構築し、業務を遂行する基本方針として次のとおり本方針を定めます。

1. 運営方針

当社グループは、国際情勢等の変化に対し機動的かつ実効的な対応を実施するため、自らのマネロン・テロ資金供与リスクを適時適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じる「リスクベース・アプローチ」の考え方方に則った管理態勢を積極的に維持・構築します。

2. 組織態勢・責任者

当社グループは、マネロン・テロ資金供与対策を経営の最重要課題の一つと位置付け、グループ内の役割および責任を明確にします。当社経営管理部担当役員または担当執行役員をマネロン・テロ資金供与対策に関する統括管理責任者とし、当社経営管理部をマネロン・テロ資金対策の徹底を図るための統括部門とします。

3. マネロン・テロ資金供与対策に関する法令上の措置

当社グループは、取引時確認、取引記録の保存、資産凍結等の措置に係る確認、疑わしい取引の届出等のマネロン・テロ資金供与対策に関する法令上の措置について、適時適切に対応できる態勢を整備します。

4. お客さま情報整備および対応方針

当社グループは、お客さまとの取引に際して、当該お客さまにかかる基本的な情報を適切に調査し、お客さまの属性に即した措置を実施する態勢を整備します。さらにお客さまとの取引記録を定期的に調査・分析することにより、講すべきリスク低減措置を判断・実施します。

5. 取引モニタリング・フィルタリング

当社グループは、営業店等からの報告、またはシステムによる異常取引や制裁対象取引の検知等を通じて取引状況を調査・分析することにより、講すべきリスク低減措置を判断・実施します。

6. コルレス先の管理

当社グループは、コルレス先について十分な情報収集に努め、その評価を適切に行い、リスクに応じた適切な措置を実施します。また、営業実態のない架空銀行（シェルバンク）との関係は遮断します。

7. 役職員の育成

当社グループは、全役職員向けの研修等を継続的に実施し、マネロン・テロ資金供与対策に関する理解を深めるとともに役職員の意識向上を図り、役割に応じた専門性・適合性等を有する職員の確保・育成に努めます。

8. 遵守状況の検証

当社グループは、マネロン・テロ資金供与対策に関する遵守状況を点検し、その点検結果を踏まえて継続的にマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の改善に努めます。